## 徳島県福祉サービス評価事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福祉サービス事業者の提供するサービスの質を専門的かつ客観的な立場から評価し、利用者が適切にサービスの選択を行うための情報を提供するとともに、各事業者による事業運営における問題点の把握と改善を行うことにより、福祉サービスの質の向上を図ることを目的とする徳島県福祉サービス評価事業(以下「評価事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

## (推進組織)

第2条 評価事業の推進組織は、徳島県とする。

## (事業内容)

- 第3条 徳島県は、次の業務を行う。
  - (1) 評価機関の認証に関すること
  - (2) 評価基準及び評価手法の策定に関すること
  - (3) 評価結果の取扱いに関すること
  - (4) 評価調査者養成研修に関すること
  - (5) 評価事業の情報公開及び普及啓発に関すること
  - (6) 評価事業に関する苦情等への対応に関すること
  - (7) その他評価事業の推進に関すること

## (事業の実施方法)

第4条 前条に掲げる事業の実施方法については、別に設置する徳島県福祉サービス評価 推進委員会の意見を踏まえて、決定する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附則

- 1. この要綱は、平成17年8月10日から施行する。
- 2. この要綱は、平成18年9月 8日から施行する。
- 3. この要綱は、平成21年8月15日から施行する。